

掲示板設置補助金制度 ご 案 内

町内会が、町内会員相互の連絡や行政機関等の広報伝達のための掲示板を新設または改修される場合において、その経費が1万円以上のときは経費の一部を補助します。

1 対象となる団体

加古川市町内会連合会に加入している町内会

2 対象となる掲示板

町内会における構成員相互の連絡や行政機関等の広報伝達的手段として、ポスター、文書等の掲示物を掲示するために町内会が設置する施設で、当該町内会が維持管理するもの

3 対象となる事業

①新設 新たに掲示板を設置、又は既存の掲示板を撤去し新たに設置する事業

②改修 既存の掲示板を修繕又は改造する事業

※いずれも、総事業費が1万円以上の事業が対象となります。

4 補助金の額

①新設の場合

掲示板1基につき

新設に要する費用に1/2を乗じて得た額の範囲内で、5万円を上限とします。

②改修の場合（移設を含む）

掲示板1基につき

改修に要する費用に1/2を乗じて得た額の範囲内で、2万円を上限とします。

※いずれも、算出額に1,000円未満の端数があるときは切捨てとなります。

5 補助金の交付申請

掲示板設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出してください。

- ① 見積書
- ② 位置図及び設計図面
- ③ その他必要な書類

※新設の場合は、関係住民の合意及び用地の地権者、管理者等関係者の同意を得てください。

【 内容審査のうえ、交付決定書により通知します。併せて、次の「6 補助金の請求」に掲げる請求関係書類（様式第3号・様式第4号）をお送りします。 】

6 補助金の請求

掲示板設置（改修）後、掲示板設置補助金請求書（様式第3号）に次の書類を添付して提出してください。

- ① 掲示板設置事業完了届（様式第4号）
- ② 領収書の写し
- ③ 完成写真（改修の場合は新旧の状態の判るもの）
- ④ 振込先の口座名義・番号が記載された通帳の写し
- ⑤ その他必要な書類

【 現地確認などの審査のうえ、口座振込みにより補助金を交付します。 】

7 対象事業の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施される事業が対象となります。

《 問合せ・申請先 》

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 507 番地 サンライズビル5階
公益財団法人加古川市ウェルネス協会
TEL (079) 424-9395 FAX (079) 424-9315
E-mail/info@kakowell.jp URL/http://kakowell.jp/